

(7) 株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分

23～35 共—6 発行法人から令第 84 条各号((株式等を取得する権利の価額))に掲げる権利を与えられた場合(同条の規定の適用を受ける場合に限る。以下 23～35 共—6 の 2 において同じ。)の当該権利の行使による株式(これに準ずるものを含む。以下 23～35 共—9 までにおいて同じ。)の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

(1) 令第 84 条第 1 号又は第 2 号に掲げる権利を与えられた取締役又は使用人がこれを行行使した場合 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

(2) 令第 84 条第 3 号又は第 4 号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 発行法人と当該権利を与えられた者との関係等に応じ、それぞれ次による。  
イ 発行法人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるとき (1)の取扱いに準ずる。

(注) 例えば、措置法第 29 条の 2 第 1 項((特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等))に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業所得又は雑所得とする。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

(3) 令第 84 条第 5 号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 一時所得とする。ただし、当該発行法人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連して株式を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該株式を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。

(注) (1)及び(2)の取扱いは、発行法人が外国法人である場合においても同様であることに留意する。

【解説】

会社法における新株予約権制度は、旧商法における当該制度に比し、その権利の付与方法が多様化し、様々な形態での発行が可能とされた。

本通達は、発行法人から所得税法施行令第 84 条各号に掲げる権利を与えられた場合(同条の規定の適用を受けるものに限る。)の当該権利の行使による株式等の取得に係る所得区分を明らかにしたもの。

(1) 所得税法施行令第 84 条第 1 号又は第 2 号に規定する各制度は、株主総会の決議及び取締役等との間で締結される付与契約に基づき、取締役等に対し、一定期間、あらかじめ

定められた価額でその法人の自社株式の購入又は引渡しに係る権利を付与するという制度であり、この制度は取締役等の業績向上へのインセンティブとして機能することを期待して使われるものである。

したがって、当該各制度の下における各権利の付与に係る経済的利益は、一種の成功報酬としての性質を有するとともに、その取締役等の地位又は職務等に関連して与えられたものであると解されることから、所得税法上は、原則として、給与所得（雇用契約又はこれに類する関係に基因する所得）に該当するものとする。

- (2) 所得税法施行令第84条第3号又は第4号に規定する各権利を付与するのは、一般的には、被付与者から何らかの見返りを得ること等を目的とするものであると考えられることから、次のとおり、当該発行法人の付与目的、被付与者との関係等に応じて所得区分を判定する。
- ① 発行法人と被付与者との間に雇用契約又はこれに類する関係があり、それに基因して付与されたと認められる場合（例えば、親会社が一定の関係にある子会社の取締役等に付与する場合など）には、従来の新株引受権等と同様に、給与所得（又は雑所得）に該当するものとする。
  - ② 発行法人と被付与者との間に取引関係等があり、有利な取引条件の確保や円滑な取引関係の維持等のために付与したと認められる場合（例えば、融資先や仕入先、経営コンサルタント、顧問弁護士等であることに関連して付与された場合や取引会社の取締役等であることに基因して付与された場合など）には、事業所得又は雑所得に該当するものとする。
  - ③ 上記①及び②以外の場合（被付与者の相続人が権利行使する場合を含む。）には、権利行使時に課税される経済的利益は、実質的に長期間の株式の値上がり益に相当するものであり、一般的には、新株予約権の付与は何らかの見返りを期待して行われるものであるとともに、被付与者においては株価の変動状況等をみて権利行使をするか否かの決定を行うものであることから、臨時・偶発的な所得とは認められず、原則として雑所得に該当するものとする。
- (3) 発行法人から取締役、監査役等の役員又は使用人が株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である株式を取得する権利を与えられた場合（第三者割当等を受けた場合）には、その役員又は使用人は発行法人である使用者から当該役員又は使用人たる地位に基づいて当該権利を与えられたものであることから、当該権利に係る経済的利益は給与所得とし、また、退職に基因して当該権利を与えられた場合には退職所得とする。

#### 【改正の趣旨等】

- (1) 会社法において設けられた新株予約権の制度は、旧商法における新株予約権の制度に比し、当該権利の付与方法が多様化し、様々な形態での発行が可能とされた。

例えば、金銭の払込みに代えて役務提供に係る債権との相殺をもって新株予約権を発行するような場合では、その新株予約権につき金銭の払込みがないとしても会社法上特に有利な条件に該当しないケースもあり、従来のように新株予約権の無償発行が必ずしも有利な発行にならないこととされている。なお、これに伴い、会社法に規定する新株予約権で、所得税法施行令第84条の対象となるものは、その新株予約権を付与される者

に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものとされた（所令 84 四）。

- (2) 会社法では、旧商法における新株発行と自己株式の処分が「募集株式の発行等」とし規定され（会社法 199）、所得税法施行令第 84 条第 5 号の改正において、「新株」を「株式」とする用語の整理が行われた。